

青森県規則第二十八号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三を削り、第四条の四を第四条の三とする。

附 則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。